

- 2 . 科学技術を巡る主要国等の政策動向分析

Survey on Science and Technology Policy Trends of Select Countries

キーワード	科学技術・イノベーション政策、科学技術基本計画
Key Word	Science, Technology and Innovation Policy, Science and Technology Basic Plan

1 . 調査の目的

国際競争の激化とグローバル化の進展に伴い、各国・地域においては科学技術をイノベーションと国際競争力の源泉と位置づけ、科学技術・イノベーション政策(以下、科学技術関連政策)の戦略性を高め強化する動きが見られる。本調査は、科学技術を巡る主要国・地域の政策動向を横断的に分析し、我が国の取組と比較することを通じて、我が国の科学技術関連政策の今後の展開に有用となる示唆を得ることを目的として実施されたものである。

2 . 調査研究成果概要

(1) 調査の内容

本調査では、研究開発費の対 GDP 比が高く、科学技術関連政策推進のための法的枠組み、体制の整備を行うなど、我が国の今後の科学技術関連政策に示唆を与えられようと考えられるアメリカ、EU、イギリス、ドイツ、フランス、中国及び韓国の 6 ヶ国・1 地域をとりあげ、以下の 2 つの観点から調査を実施した。

主要国等の科学技術政策動向の横断的比較分析

上記の調査対象国・地域ごとに、科学技術関連政策の基本的枠組みやその背景的特色、科学技術政策関連組織とその活動状況、科学技術関連政策の形成実施過程とマネジメントの実態、2004 年以降を中心とした近年の主要な政策的対応とその傾向の変化、これらの政策決定の背景、研究開発資金政策・制度と実施状況などを概観し、これらを横断的に比較・分析した。他方、最近の経済危機に端を発した新たな状況に対する各国の「緊急対策とその動向」から見えてくる各国科学技術関連政策が置かれている特徴的な点についても考察を深めた。

第 3 期科学技術基本計画の主要政策課題に関する比較分析

我が国の第 3 期科学技術基本計画の主要政策課題の観点から、基礎研究政策、研究開発の重点化政策・戦略、資源配分政策、大学関連政策、人材政策、イノベーション政策について、特に掘り下げた国際比較を実施した。

(2) 調査の方法

上記の内容に対して、プロパー研究員と内外の「外部研究者ネットワーク」からなる調査体制を整備し、それぞれ以下のような方法で調査を実施した。

主要国等の科学技術政策動向の横断的比較分析

- ・ 文献・先行調査研究
- ・ 国内関係機関や有識者へのインタビュー
- ・ 内外の研究者・実務家ネットワークからの情報収集(電話・メールインタビュー等)

第 3 期科学技術基本計画の主要政策課題に関する比較分析

- ・ 文献・先行調査研究
- ・ 国内関係機関や有識者へのインタビュー
- ・ 海外往訪調査
- ・ 内外の研究者・実務家ネットワークからの情報収集(電話・メールインタビュー等)

(3) 主な成果の例-主要国等における科学技術関連政策の枠組みの特徴と主要な科学技術関連の総合的政策

	アメリカ	EU	連合王国	ドイツ	フランス	中国	韓国
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・国民的課題の大目標は“覇権の維持”。 ・総合的な計画は持たない。 ・省庁や機関ごとに個別の戦略的計画を競合的に策定。 ・省庁横断的課題に対してのみ、OSTP(科学技術政策局)及び関連各省庁からなる NSTC(国家科学技術会議)のメカニズムを経て総合的に策定。 ・議会による見直しも含め、多重チェック・アンド・バランスに特色がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・EUとしての共通理念と目標に向け、補完性原則に則り、加盟国の行動の補充、支援又は調整を中心とした政策を展開。 ・なお、EU 全体の研究政策に関する基本戦略「欧州研究圏(ERA)」について、2008年5月に採択された“リアブリナ・プロセス”により、欧州委員会と加盟国とのパートナーシップに基づいたERAの全体的なガバナンスの向上を図っていくこととされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政権における方針を反映した省の編成と分掌(縦軸)及び政府が掲げる政策課題とそれに対応する約束実現(横軸)を主眼とした、“マトリクス型”の運営。概要を定めた長期的計画(10年)の公表と社会を巻き込んだ検討。 ・大蔵省による資金量の提示と省庁による中期的(3年)な実施計画の策定 ・その際必要に応じて DIUS による関連案件の省庁間調整。 ・実施段階では循環的に見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、集権や統合を排し、分権体制の下分散型で政策を策定。 ・2006年、科学技術関連政策としては初めて連邦省庁の枠を越えて総合戦略を策定。 ・政策調整のレベルでは BMBF(連邦教育研究省)と他のミッション省庁間の連携は密に図られている。 ・連邦政府と州政府との間の調整案件は GWK(合同学術会議)で調整される。 ・総合調整は勧告や枠組みの策定までで、具体的な実施は下部機関に委ねる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来、研究者集団に関わることは研究者に任せるという「オートミ-」の理念に基づいて政策を形成、実施。 ・サルコジ政権では前政権までの改革を更に推し進め、国の研究システムを「結果を測定する文化」へと変えるための取組を実施。 ・従来からの分掌体制を破って、大統領主導の下に目下策定体制を含め大幅な改革が検討されている。 ・総合策定と循環的見直し体制になる模様(ギャランテ-方式からの脱却)。 	<ul style="list-style-type: none"> 大政策の統合的策定と総合的調整に特色。 「国家目標を明示するスローガン」-「総合的中長期計画」-「個別5ヵ年計画」-「実施制度」-「個別プロジェクト」に階層化。 ビジョンレベルの大方針は実質的に党中央政治局常務委員会で決定。 実施レベルの長期計画は国務院の国家発展改革委員会で策定され、総合的調整の後、国務院常務委員会で決定。 浸透した党組織を介した集権体制と、組織間兼任による人的ネットワークを介した調整機能。 形式的には全国人民代表会議の承認を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> 大統領府の国家科学技術委員会で、基本計画を含め統合的に策定。 李政権では、大統領によるトップダウン型の意思決定を担う集権的行政組織体制が強化されている。 緊急の改革案件は同じく大統領府に設置された未来企画委員会との合同会議で策定。 国家科学委員会は大統領府主導で運営され、総合的案件は民間人からなる専門委員会で発議され運営委員会に上程される。 運営委員会で各省からの案件との統合と実施方策が大統領室主導で検討され、国家科学技術委員会で決定。
主要な総合的政策	<ul style="list-style-type: none"> ・米国競争力イニシアティブ(06.1) ・米国競争力法(07.8) ・オバマ政権下の各種イニシアティブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスボン戦略(00.3)(05.3見直し) ・ERA 構想(00.01)-2020 ビジョン(08.12) ・包括的イノベーション戦略(06.9) ・第7次フレームワーク計画(07-) ・ボローニャ宣言(99.6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・科学・イノベーション投資フレームワーク2004-2014: 次へのステップ(06.3) ・セイムズ・ヘリ-レビュー(07.10) ・白書「イノベーション・ネーション」(08.3) 2007 包括的歳出見直し(2007CSR)(07.10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究イノベーション協定(05.6) ・ハイテク戦略(06.8)-「研究とイノベーション2008」(08.5)(ハイテク戦略レビュー) ・高等教育協定2020(06.11) ・「科学自由法」イニシアティブの実行決定(08.7) 	<ul style="list-style-type: none"> ・イノベーション・研究法(99.7) ・研究計画法(06.4) ・大学の自由と責任に関する法(LRU)(07.8) ・「国の研究・イノベーション戦略」(09.6-)(予定) 諸予算法に関する組織法(LOLF)の本格導入(06-) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家中長期科学・技術発展規画綱要(06-) 第11次五ヵ年計画(06-) 	<ul style="list-style-type: none"> ・科学技術基本法(01.1) ・第2次科学技術基本計画(577イニシアティブ)(08.8-)